

# 人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が 条約義務不履行に対する締約国の国家責任の 内容と実施に及ぼす影響について（1）

薬師寺公夫\*

## 目 次

- I 章 はじめに
- II 章 人権条約の下で国家が負う義務の対個人的な性格と  
すべての締約国に対する対世的性格
  - 1 節 人権条約の下で国家が負う義務の対個人的な性格
    - (1) 国際法主体性をめぐる議論と人権条約上の  
個人の権利の国際法直接性
    - (2) 人権条約上の個人の権利の国際法直接性と  
国家が負う義務の対個人的性格——PCIJ および ICJ の立場
  - 2 節 人権条約の下で締約国が負う義務のすべての  
他締約国に対する対世的な性格
    - (1) 原告に要求される法益と人権条約違反行為により  
他締約国が被る法益の侵害
    - (2) 人権条約の下で締約国が負う義務のすべての他締約国に  
対する対世的性格と国家の訴権／通報（申立）権（以上、本号）
- III 章 人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が条約義務不履行に  
対する締約国の国際責任の内容と実施に及ぼす影響
- IV 章 むすびにかえて

## I 章 はじめに

国際人権法学会創立30周年を記念する新国際人権法講座第2巻に「国家

---

\* やくしじ・きみお 立命館大学名誉教授

間関係と国際人権」について論文を書くように要請を受け、人権条約に付された留保の取扱いについて検討し、ILCが2011年に採択した「条約の留保に関する実行ガイド」にもふれながら、国際人権条約が有する特殊な性格が国家間の権利義務関係にもたらす影響の一端を紹介した。国家間の相互主義的な権利義務を定める一般多数国間条約においては、ウィーン条約法条約20条および21条の規定に従って、条約に附される留保と留保に対する他締約国の受諾または異議の国家間における対抗力の問題が重視されるのに対して、人権条約においては、むしろ人権条約の趣旨および目的に照らした留保の許容性が問題となり、人権条約実施機関による留保の許容性審査を認める実行が主要な人権条約実施機関で採用され、その実行が上記「条約の留保に関する実行ガイド」を通じて逆に多数国間条約に対する留保制度にも一定の影響を与えたことが顕著である<sup>1)</sup>。この実行を生じさせた背景には、主要な人権条約には条約実施機関が設置され、国家訴訟／通報（申立）だけでなく個人訴訟／通報（申立）の制度が創設されたことがまずあげられるが、それだけではない。人権条約には、国家間の権利義務の相互主義的調整にはなじまない人間の基本的人権を保障するという共通の理念を実現するため、国家が直接個人に対して負う義務を定める——権利主体を個人とする——種類の条約であること、人権条約が保護する対象は主要には締約国の管轄下にある個人（国民、在留外国人、難民、無国籍者など）であるため、これらの権利主体の利益を国家間関係において代弁する国家が原則として——在留外国人の国籍国等一部を除き——存在せず、その代わりに個別の国家利益ではなく締約国全体の集団的利益を保護するための訴権／通報（申立）権を他の締約国に認めざるをえない側面があること、という固有の性格が認められる。したがって人権条約上の義務違反に対していずれの他締約国も請求を提起できるように国家訴訟／通報（申立）手続を整備した条約も少なくない

---

1) 新国際人権法講座第2巻は信山社から公刊される予定であるが、時期は現時点ではまだ確定していない。

が、個人の人権保障は、締約国の歴史ならびに政治、経済、社会制度と深く結びついた問題であるとともに長らく国内管轄事項と考えられてきたために、留保に関する限り他締約国による相互監視機能は期待通りには機能しない現実と直面した。しかし、人権条約が国家間の任意の相互主義的処分にはなじまない個人の基本的人権を直接個人に対して保障する条約であるという性格、ならびに、少なくとも人権条約のいくつかの中核的義務について各締約国は他締約国全体に対して遵守義務を負い、各締約国は自国の権利または法益が直接侵害されていなくてもどの締約国の条約不履行についても条約実施機関に訴えることができるという人権条約上の義務の締約国間での対世的 (*obligation erga omnes partes*) な性格は、留保規則だけでなく、他の分野の伝統的国際法規則にも一定の影響を与え始めているように思われる。

現時点においてそれらのすべてについて系統的に論じる能力は筆者にはないが<sup>2)</sup>、「国家関係と国際人権」に関連して筆者が抱いてきたもうひとつの疑問は、人権条約上の国家の義務の上記のような性格が、人権条約上の制度内部においてだけでなく、ICJにおける一般的な国家間請求の性格にも一定の変容を迫り始めているのではないかという疑問である。より具体的にいえば、第1に、人権条約違反の被害者のために賠償を求めるような国家間の訴訟には、従来の外交的保護制度の下での国家中心的な規則をそのままの形で適用できないのではないかという問題であり、第2に、直接自国の権利または法益を侵害されたのではない締約国が人権条約の違反につき国際請求を提出することが認められる場合に、その国はどの範囲の

---

2) 筆者の問題意識は、断片的ではあるが、次の論文にも示されている。薬師寺公夫「国際人権法の現代的意義——『世界法』としての人権法の可能性——」世界法年報第29号(2010年)、1-49; Kimio Yakushiji, *The International Court of Justice and Diplomatic Protection*, Stephan Kadelbach, Thilo Rensmann, Eva Rieter eds., *Judging International Human Rights- Courts of General Jurisdiction as Human Rights Courts* (Springer Interantional Publishing AG, 2019), pp. 103-126; 薬師寺公夫「国際司法裁判所による人権保障」『国際問題』No. 680 (2019年4月)、30-39頁。

国際請求をなすのか、という問題である。人権条約制度の下での判例または事例ならびに ICJ における人権関連の国家間紛争に係る判例は、これらの疑問に一定の結論を下せるような段階には未だ至ってはいない。しかし、ILC における国家責任および外交的保護に関する法典化作業の成果も併せ考えれば、今日においても、一定の方向性が見て取れるのではないかと思われる。

そこで、本稿では、人権条約上の締約国の義務の上記の2つの性格が条約義務不履行に関する国家間請求に与える影響について検討することにした。以下では、まずⅡ章で、前述の論文とやや重複することになるが、人権条約上の義務の対個人的性格と他締約国全体に対する対世的性格について、その特徴点を整理する(以上2022年第3号)。続くⅢ章では、人権条約上の義務の対個人的性格と締約国間における対世的性格が、人権条約義務違反の法的効果および国家間における国際請求の性格に与える影響について考察しようと思う。

## Ⅱ章 人権条約の下で国家が負う義務の対個人的な性格とすべての締約国に対する対世的性格

### 1 節 人権条約の下で国家が負う義務の対個人的な性格

ラグラン事件の2001年 ICJ 判決の主文3項は、ラグラン兄弟に逮捕後遅滞なく領事関係条約36条1項(b)の下での彼らの権利を告知しなかったことにより、ならびに、それによって関係者に適時に同条約に定める援助を提供する可能性をドイツから奪ったことによって、米国は36条1項の下でのドイツに対する義務およびラグラン兄弟に対する義務に違反した、と認定し、主文4項では、3項で述べた違反が証明された後にラグラン兄弟の有罪宣告および刑の言渡しを領事関係条約に定める権利に照らして審査し再検討することを認めなかったことにより、米国は、同条約36条2項の下でのドイツおよびラグラン兄弟に対する義務に違反した、と判示し

人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が条約義務不履行に対する締約国の国家責任の内容と実施に及ぼす影響について (1) (葉師寺)

た<sup>3)</sup>。この判決は、領事関係条約36条1項および2項が米国のドイツに対する義務とともにラグラン兄弟個人に対する義務をも定めており、米国による不作為が、米国のドイツに対する条約義務違反だけでなく、米国のラグラン兄弟に対する条約義務違反をも生じさせていることを認めたものであるが、ICJが個人に対する義務の違反を認定することは極めて珍しい。もっとも判決は、その結果、米国がラグラン兄弟に対してどのような国際法上の責任を負うかという点には、一言もふれていない。また、同一の条約違反行為によって、個人に対する義務と国家に対する義務違反が生じ、条約上の権利を侵害された個人の請求権と当該条約の遵守を要求する当該個人の国籍国の請求権が同時に発生することになれば、請求権の重複を処理する課題が生じうるし、個人の請求権が違法行為国に対する国際法上の請求権ということになれば当該請求権を国籍国が自由に処分することはできるのかという疑問も生じるが、判決はこれらの問題にもふれてはいない。しかし、個人の国際法主体性に関する国際手続説に従えば、領事関係条約36条1項違反の救済手段が国内手続のみで、個人の直接利用できる国際手続がないのであれば、36条1項は個人に国際法上の権利を認めた規定とはいえなくなるが、ラグラン事件判決は同条項が直接ラグラン兄弟に対する米国の義務を定めた規定だと解釈した。もしラグラン事件判決のような条約規定の文理解釈が、人権条約を含めて一般的に採用できるのであれば、国家が保護すべき個人の基本的な人権を定めた人権条約の実体条項の多くは、個人の出訴権または通報（申立）権のような個人が直接利用できる国際手続の有無に拘わらず、個人が国家に対して条約に基づき直接要求できる権利または国家が個人に対して条約に基づき直接負う義務を定めたものと解釈されることになろう。そこで、以下ではまず、人権条約に定められた個人の権利は、個人の出訴権または通報（申立）権の有無に拘わらず、個人に認められた国際法上の権利であり、その保護について締約国は

---

3) *LaGrand (Germany v. United States of America), Judgment, ICJ Reports 2001, p. 466, at pp. 515-516, para. 128 (3)-(4).*

個人に対して直接義務を負っているといえるのかについて、個人の国際法主体性をめぐる議論の動向ならびに人権条約実施機関の実行を簡潔に概観した後、特に PCIJ 及び ICJ が個人の国際法上の権利または国家が個人に対して負う国際法上の義務を認定する上でどのような基準を示してきたのかについて要約しておきたいと思う。

### (1) 国際法主体性をめぐる議論と人権条約上の個人の権利の国際法直接性

今日では、国際人権条約上の人権が国際法によって直接個人に認められる権利であることは、当然視されるようになっている。しかし、19世紀後半の国際法学では、国家のみが国際法の主体として認められ、個人は、国際法上の権利・義務の主体となることはできず、国内法を媒介としてのみ権利・義務を享受できるという国家中心の考え方が支配的であった<sup>4)</sup>。ところが、20世紀以降、個人の権利・義務を定めた条約や国際裁判所への個人の出訴権を認めた条約の出現、第1次世界大戦後の国際連盟の成立と国際法学における普遍主義的潮流の出現などを背景に、個人にも国際法主体性を認める主張が現れた。第1次世界大戦以降の個人の国際法主体性論争では、条約等に個人の権利・義務が明確に定められていれば個人の国際法上の権利・義務および個人の国際法主体性が認められると主張した「直接規定説」に対抗して、「国際手続（当事者能力）説」は、個人に国際法主体性が認められるためには、国際法が個人の権利・義務を定めるだけでなく、個人が直接国際手続を通じてその権利を主張し、義務を追及されるこ

---

4) Karl Joseph Partsch, *Individuals in International Law*, Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law (R. Bernhardt ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Vol. 2, 1995, p. 958; Simone Gorski, *Individuals in International Law*, Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law (R. Wolfrum ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Vol. 5, 2012, pp. 148-149; 旧理論の分析については、田畑茂二郎、「個人の国際法主体性に関する論争について（二・完）」法学論叢36巻2号（1937年）、288-303頁。

人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が条約義務不履行に対する締約国の国家責任の内容と実施に及ぼす影響について(1)(葉師尊)

とが必要だと主張した<sup>5)</sup>。日本では、戦間期の国際法主体性論争を経て、第2次世界大戦後には「国際手続説」が通説として定着し、1963年の原爆訴訟判決その他に採用されてきた<sup>6)</sup>。欧米諸国でも1989年の東西冷戦終結頃までは、個人に手続的能力が認められていないことを根拠として人権を個人の国際法上の権利とみなすことに懐疑的な態度を採る見解もお根強

- 
- 5) 第2次世界大戦以前の国際的な国際法主体性論争の状況については、田畑茂二郎、「個人の国際法主体性に関する論争について(一)」法学論叢35巻4号(1936年)、886-927頁、同(二・完)(注4)、288-333頁に詳しい。第2次世界大戦後の状況も含めて以下も参照。加藤信行「国際法と個人」国際法学会編『日本と国際法の100年 第5巻 個人と家族』、1-9頁、杉原高嶺『国際法講義(第2版)』(有斐閣、2013年)、42-46頁；岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会、2020年)、35-37頁。国際法主体性につき、see, *Reparation for injuries suffered in the service of the United Nations, Advisory Opinion, ICJ Reports 1949*, p. 174 at p. 179; なお海外の教科書での扱いについては、以下も参照。Robert Jennings & Arthur Watts, *Oppenheim's International Law*, 9th ed., 1992, Vol. I, Parts 2 to 4, pp. 847-849. cf., H. Lauterpacht, *International Law - A Treatise by L. Oppenheim*, 8<sup>th</sup> ed., 1958, pp. 19-22; Peter Malanczuk, *Akehurst's Modern Introduction to International Law*, 7<sup>th</sup> ed., 1997, pp. 100-104; Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, 7<sup>th</sup> ed., 2008, p. 65; Malcom Shaw, *International Law*, Sixth ed., 2008, pp. 257-259; James Crawford, *Brownlie's Principles of Public International Law*, 8<sup>th</sup> ed., 2012, p. 121.
- 6) 日本の国際法主体性論争については、横田喜三郎『国際法上巻』(有斐閣、1922年)、94-100頁；同『国際法学上巻』(有斐閣、1955年)、475-504頁；田畑茂二郎、「個人の国際法主体性に関する論争について(一)(二・完)」(注5)；同『国際法I』(法律学全集)(新版)(有斐閣、1973年)、180-197頁；同『国際法新講上』(東信堂、1990年)、65-71頁；論争の分析については、小田・石本編『祖川武夫論文集 国際法と戦争違法化——その理論構造と歴史性』(信山社、2004年)332-338頁；加藤信行、前掲論文(注5)、11-17頁；小畑郁「戦間期における個人の国際法主体性論の再検討」国際法外交雑誌109巻2号、2010年、129-149頁；戦後の「直接規定説」につき、山手治之『国際法論序説』(法律文化社、1962年)、124-139頁；小寺初世子「国際人権条約と国際法主体論」太寿堂鼎編集代表『変動期の国際法』(有信堂、1973年)、173-182頁。原爆判決については、東京地判1963(S38)年12月7日、下民集14巻12号、2467-2468頁。もっとも2000年のフィリピン性奴隷損害賠償請求訴訟控訴事件東京高裁判決のように、直ちに利用できる具体的な権利実現方法を定めなくともよいが、少なくとも権利の実現手段を確保する義務など個人の請求が権利として他の国家を拘束することが明らかでなければならぬとして、自由権規約2条は個人の権利を明確に認め、2条でこの擁護・確保義務を国に課したと認められるが、このような規定のないハーグ陸戦条約は個人の権利を認めた条約と考えることはできないとしたものもある。東京高判平12年12月6日、判時1744号、55頁。

く存在していた。例えばエイクハーストは、1991年の国際法テキストで、「条約で個人および会社が一定の権利を享有すると明示的に定める場合でさえ、我々は、条約を非常に注意深く読み、権利が国際法に基づき直接存在するのか、それとも、条約当事国が単に関係する個人または会社に国内法上の権利を付与する義務を負うのかについて確認しなければならない」、「個人または会社の権利が国際法上存在することを証明する1つの方法は、権利を付与する条約が個人または会社に対してその権利を執行するための国際裁判所へのアクセス権を与えていることを示すことである」、「欧州[人権]条約の分析は、個人が国際法の下で権利を有しているのかまたは個人が単に利益を有するにすぎないのかを決定することの難しさを示している」<sup>7)</sup>と述べていた。

「国際手続説」が有力に唱えられたことには理由がある。例えばかつて田畑茂二郎は、国際法の個人への妥当が実在的であるためには、国際条約の中で保護される人権が具体的に規定されただけでは不十分であって、それが侵害された場合に、被害者たる個人自身の利益のために、個人自身の名において十分な国際的救済が与えられなければならないことの理論的重要性をまず指摘したが、それに加えて実際面でも、個人要求を国際的にはすべて国家要求に変質させる伝統的な外交的保護措置がしばしば個人の保護の名において国家の政策実現の具となったように、実施手続のいかんによっては、人権の問題が結局諸国間のパワー・ポリティクスの対象になる危険があることを指摘していた<sup>8)</sup>。国際法上の個人の人権は個人が利用で

7) Akehurst, *Modern Introduction to International Law*, 6<sup>th</sup> ed., 1991, p. 73. 同じ頃バルチュも、「過去30-40年間で人権保護に関する関心は高まったが、個人の法的地位の転換へと導いたか否かは疑わしい。個人を国際法主体として明示的に承認する数居は、殆どの場合越えられておらず、越えられた場合も不承不承ながらである。……自身の権利を保護しようと求める個人による国際機関へのアクセスは未だ例外で、このアクセスも国家に国際規則の受益者に対する自らの義務を想起させるという目的のために認められているものかもしれない。」と述べていた。Karl Joseph Partsch, *supra* note 4, p. 962.

8) 田畑茂二郎、「個人の国際法主体性に関する論争について(二・完)」(注4), 317頁; 同『人権と国際法』(法学理論篇158)(日本評論社, 1952年), 25-27頁。

きる実効的手続によって裏打ちされてこそ実在的なものだという田畑の指摘は、今日においても極めて重要であり、個人が利用できる手続の強化が絶えず追求されなければならない。このことは、欧州人権条約における個人の出訴権の発展ひとつをとっても明らかである。実際、1950年署名当時の欧州人権条約では、欧州人権委員会に対する個人申立が選択的手続として認められていたに過ぎず(25条)、旧人権裁判所への個人訴訟手続は認められていなかったが(44条)、1994年の第9議定書の発効ならびにソ連・東欧の社会主義政府の崩壊と欧州人権条約署名国のこれらの地域への拡大(enlargement)の後、1998年の第11議定書発効によって新人権裁判所による司法一元化および個人訴訟手続の義務化が実現した<sup>9)</sup>。この結果、現在では毎年夥しい数の個人訴訟が提起されており、同条約の人権の国際法直接性は、すべての締約国につき個人が直接人権裁判所手続を利用できることによって実効的に担保されている。個人の国際法上の権利を国際手続によって保障することの重要性は、いくら強調しても強調しすぎることはないであろう。

しかし同時に、必ずしも個人が利用できる国際手続が存在しない状況の下でも、締約国の国民が主要な保護対象となる人権条約において、いかにして国内手段を通じて国際法上の個人の人権の実在性を確保するかが実際面でも理論面でも重要な課題となってきた。実際、政治経済社会体制を異にする諸国を締約国とする国連の人権諸条約の場合、旧ソ連等の社会主義諸国が個人の国際法主体性の承認を原則として拒否してきたことに加えて、米国、中国、日本を含む相当数の国が個人通報制度には消極的姿勢をとり続けていることもあって、諸国による個人通報手続の受諾は、冷戦体制の終焉までだけでなく現在に至るまで、必ずしも国際社会が期待するようには前進していない。例えば、2021年12月末現在で、自由権規約第1選

---

9) 小畑郁『ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化』(信山社、2014年)、37-55頁；薬師寺公夫「人権条約の解釈・適用紛争と国際裁判——ヨーロッパ新人権裁判所への移行」, 杉原高嶺編『小田滋先生古希祝賀 紛争解決の国際法』(三省堂、1997年)、215-249頁参照。

択議定書の締約国は116カ国、女子差別撤廃条約選択議定書の締約国は114カ国と比較的多いが、拷問等禁止条約22条の受諾国は70カ国、人種差別撤廃条約14条の受諾国は59カ国、児童の権利条約個人通報議定書の締約国48カ国と伸び悩んでおり、実際の個人通報の数も条約により大きく異なる<sup>10)</sup>。かつてケルゼンが述べたように、国家が裁判所の管轄権に服すことなしにはいかなる個人の権利も国家との関係において確立されないという厳格な「当事者能力説」を採れば<sup>11)</sup>、国連人権諸条約に定める人権も国際法上個人が権利を認められたものとはいえなくなる。しかし、人権諸条約の実施過程における諸経験は、このような厳格な「当事者能力説」が採られてきたわけではないことを示す。

例えば、欧州人権委員会は、1960年代以降、未だ個人申立手続を受諾していない国を被告とする国家間申立事件にあっても、欧州人権条約が締約国間の主観的・相互主義的な権利を創設したものではなく、締約国がその管轄下のすべての個人に対して負う特別の義務を定めた条約であることを強調し、また旧人権裁判所も、人権委員会または締約国が原告である訴訟事件において被害者個人の条約上の権利が侵害されたことを認定し、必要に応じて被害者個人に公正な満足(旧50条)を与える判決を出してきた<sup>12)</sup>、第11議定書発効以降の義務的個人訴訟制度に継承・発展させた。さ

10) 各人権条約の締約国による個人通報手続の受諾状況については、以下を参照した。UN Treaty Collection, Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General, Status of Treaties, available at <<https://treaties.un.org/Pages/Treaties.aspx?id=4&subid=A&clang=en>> UN Doc. A/76/18, 2021, p. 2, para. 2; A/77/41, 2022, p. 1, para. 3.

11) Hans Kelsen, *Principles of International Law* (Rinehart Company, 1954), p. 144.

12) *Austria v. Italy* (no. 788/60), European Commission HR, decision of 11 Jan. 1961, 1961 YBECHR 116, at pp. 139-140; *Cyprus v. Turkey* (no. 8007/77), European Commission HR, decision of 10 July 1978, 1978 YBECHR 101, at pp. 227-228, para. 11; *Campbell and Cosans v. UK*, European Court HR, Judgment of 25 Feb. 1982, Ser. A, no. 48, paras.38-42; *Lüdicke, Belkacem and Koç v. Germany*, European Court HR, Judgment of 28 Nov. 1978, Ser. A, no. 29, paras. 48-49. See also, Christoph Grabenwarter, *European Convention on Human Rights - Commentary* - (C. H. Beck/Hart/Nomos Helbing Lichtenhahn Verlag, 2014), pp. 2-3.

らに自由権規約委員会もすべての締約国を対象とする一般的意見において、人権条約特に自由権規約は国家間の相互的な義務の交換網ではなく個人に権利を認める条約であると述べてきたし<sup>13)</sup>、女子差別撤廃委員会および社会権規約委員会が、女子差別撤廃条約および社会権規約に定める権利は条約本体から約20年または40年を経て採択された個人通報議定書を待って初めて個人の国際法上の権利に転化したとする見解をとったこともない。これらの人権条約実施機関の実行は、ウォルターも示唆するように、客観的な条約解釈作業を通じてまず個人の国際法上の権利が確認されるべきで、そのコロシアムとして手続的にも個人訴訟／通報（申立）制度の整備が要求されるというのが論理的な順序だということを示している<sup>14)</sup>。

「国際手続説」を採用した田畑自身が、第2次世界大戦後に、「国家ときりはなされた個人自身の立場がはっきり認められるならば、たとえ国家の手によって個人の要求が国際的に取上げられるとしても、それは単に手続的形式的の意味しかもたぬものとなり、『個人要求の国家要求への没入』というが如き要求の実質そのものの転化に基づく国家的な性格を認めることは必要がなくなるだろう」という展望もあわせもっていたことを忘れてはなるまい<sup>15)</sup>。また「国際手続説」の多くは、個人が直接利用できる手続を厳格な国際裁判手続に限定してはおらず、人権委員会の個人通報・申立手続のように勧告的効力しか有しない実施機関によって個人の権利侵害が認定されるような場合も含めて個人の当事者能力が認められた例に含めており、しかも、このような救済措置が条約手続として設定されておれば、

---

13) E.g., General Comment No. 24 (52), CCPR/C/21/Rev.1/Add.6 (1994), para. 17; General Comment No. 31 (80), CCPR/C/21/Rev.1/Add.13 (2004), para. 2. See also, General Comment No. 9, E/C.12/1998/24 (1998), para. 10-11.

14) Christian Walter, Subjects of international law, Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law (R. Wolfrum ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Vol. 9, 2012, p. 639, para. 18.

15) 田畑茂二郎「国際法における国家と個人の関係の変化について——特に個人の国際裁判所への出訴権を中心として——」国際法外交雑誌46巻2号（1947年）、80-82、86-87頁。

個々の締約国がその手続を実際に受諾しているか否かに関係なく、一律に国際法上個人に権利が認められたものと扱うようになってきている<sup>16)</sup>。さらに必ずしも国際手続によらなくても、国際法に定める権利・義務を国内法を介さず直接執行する国内手続が整備されておれば個人の国際法主体性を認めてよいとする「手続(基準)説」も有力に唱えられており、さらに最近では、国際法規則が私人に国家の自由な処分を許さない権利を与える趣旨である場合には当該私人に国際法主体性を認めうるとする「新たな直接規定説」も有力視されるようになった<sup>17)</sup>。

## (2) 人権条約上の個人の権利の国際法直接性と国家が負う義務の対 個人的性格——PCIJ および ICJ の立場

本稿は、個人の国際法主体性一般について議論することを目的とするものではない。しかし人権条約等に定める個人の権利が、締約国が負う条約上の義務の単なる反射的利益ではなく、国家に対して請求可能な個人の権利として直接明確に規定されていることが条約の解釈から導ける場合には、たとえ当該の権利を自ら執行する国際的手段またはその代替手段が条約上個人に用意されていなくても、国家は個人に対してその権利を保障する国際法に直接由来する義務を負っているという考え方に立っている。個人自らによる権利実現手段を欠くという点では個人の国際法上の権利というには不完全であることは否めないが、この理解は、ダンチツヒ裁判所管轄権事件の PCIJ の勧告的意見およびラグラン事件の ICJ 判決とも適合的だと思われる。

---

16) E.g., Simone Gorski, *supra* note 4, pp. 151-153; Robert Jennings & Arthur Watts, *supra* note 5, pp. 847-848 and note 2; 田畑茂二郎『国際法新講上』(注6), 69頁; 山本草二『国際法(新版)』(有斐閣, 1994年), 168頁; 杉原高嶺, 前掲書(注5), 45-46頁。

17) 「手続(基準)説」の例として古くは, Hans Kelsen, *supra* note 11, pp. 140, 143-144 参照。日本では, 山本草二, 前掲書(注16), 166-167頁, 168-169頁; 杉原高嶺, 前掲書(注5), 46-48頁。「新たな直接規定説」として, 松井芳郎ほか『国際法』〔第5版〕(有斐閣, 2007年), 59-62頁(小畑郁執筆)。

ダンチツヒ裁判所の管轄権事件では、ダンチツヒ／ポーランド間の職員協定がポーランド鉄道局に対するダンチツヒ移籍職員の個人の権利を直接創設するか否かが争われたが、PCIJ の勧告的意見 (1928年) は、「国際法の十分確立した原則によれば、国際協定である職員協定はそれ自体として私人のために直接権利・義務を創設することができないことは容易に認めることができる。しかし、締約国の意思によれば、国際協定の真の目的が、個人の権利義務を創設しかつ国内裁判所で執行しうるなんらかの確定的な規則を採択することにある場合があることは争えない。本件においてこのような意思があることは、職員協定の文言に言及することで確認が可能である。……職員協定が適用されてきた態様を考慮しつつ、職員協定の内容から確認されることになる締約国の意思こそが決定的である」と述べた<sup>18)</sup>。この勧告的意見は、条約上の個人の権利が国内裁判所で直接適用され執行可能な場合には個人の国際法主体性を認めるべきだとする「手続基準説」の先例ともみなされている<sup>19)</sup>。同事件では、鉄道局と移籍職員間の役務契約に基づく金銭的請求についてはダンチツヒ裁判所に管轄権があることが1927年の高等弁務官決定により確定していたから<sup>20)</sup>、意見を求められた主たる争点は、職員協定が役務契約の一部とみなせるか否かにあった。本勧告的意見は、条約は専ら国家間の権利義務を定めるという当時の国家中心的な有権的解釈に敬意を表しつつも、① 国家にその意思があれば、個人の権利を直接条約によって創設し国内法への編入 (incorporation) を介さず直接適用できること、並びに、② 国家の意思は主要には条約諸規定の解釈によって導き出せること、を示した点に先例性があると考えられる。実際 PCIJ は、職員協定の関連諸条項およびその実施覚書の内容の解釈を通じて、同協定は役務契約の一部を構成するとの判断に至り、ポーランド鉄道局は同協定に基づく職員の請求に関するダンチツヒ裁判所の判

---

18) *Competence des tribunaux de Dantzig, avis consultatif, C.P.I.J. serie B, no.15*, pp. 17-18.

19) 山本草二, 前掲書 (注16), 166頁, 杉原高嶺, 前掲書 (注5), 46-47頁。

20) *Competence des tribunaux de Dantzig, avis consultatif, supra note 18*, pp. 12-16.

決を承認・執行しなければならないとした<sup>21)</sup>。後に H. ローターパクトは、個人は国内立法を経ずに条約から直接権利を取得できるか否かを自問し、この勧告的意見にふれ、国家が望めば個人は国際的な権利の主体となることをいかなる理論も阻止できないという礎を築き、条約の下で個人が直接権利を取得できることを PCIJ が肯定したものと評価した<sup>22)</sup>。同時に彼は、個人がある場合に国際法の主体であるか否かの問題とその能力が執行能力にまで及ぶか否かの問題は、状況及び関連国際文書に拠って実践的に答えられなければならない、国際文書は個人に手続的能力を付与することなしに彼を法主体とするかもしれないし、これら2つの目的を共に追求し達成するかもしれないと指摘している<sup>23)</sup>。

個人の権利の国際法直接性と個人への手続的能力の付与との関係については、2001年のラグラン事件 ICJ 判決が、より明確な示唆を与えている

21) *Ibid.*, pp. 18-21. and p. 23. 勧告的意見によれば、職員協定の用語の使用法および全般的な趣旨は、協定の規定が職員と鉄道局の間に直接適用可能であることを示しており、これは特に金銭的請求を可能にする性質の6条、7条、11条、12条にあてはまるほか、職員協定と異なるポーランド懲戒規則の制定・実施には職員協定の改正を必要とすると定めた同協定4条の規定は、協定の懲戒諸規定が鉄道局と職員の間を直接規律することを前提としていること、職員協定9条は同協定の規定を適用するための条件として関連規定のポーランド法への編入を求めるものとは解せないこと、ダンチヒ鉄道のポーランド移転の日の覚書で移籍に伴い職員協定の規定が移籍の効力発生日から完全に効力を有することを当事国が承認したこと、により証明されるとされる。さらに同意見によれば、職員協定はポーランドが移籍職員に提供すべき義務を負う国際法制度を定めたものであり、また、職員協定はダンチヒ裁判所の管轄権を設定した1921年の決定を実施する協定であるから、「ダンチヒ裁判所による職員協定の適用は反証がない限り国際法に合致するものと考えられなければならない」ところ、そのような反証は認められない (*Ibid.*, p. 26.)、とされた。

22) H. Lauterpacht, *International Law and Human Rights* (Archon Books, first published in 1950 and reprinted in 1968), pp. 28-29; H. Lauterpacht, *The Development of International Law by the Permanent Court of Justice*, (Longman Green and Co., 1934), pp. 50-53.

23) *Ibid.*, p. 27 and pp. 54-56. ただし彼によれば、国際法は明示の変型行為なしに国内法の一部となるという原則は、実際には、国際法により創設される権利・義務が国内裁判所の手続を通じて個人に直接適用され、並びに、その範囲において個人は国際法の主体である、とされてもいる (*ibid.*, p. 11.)。

人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が条約義務不履行に対する締約国の国家責任の内容と実施に及ぼす影響について (1) (葉師寺)

ように思われる。繰り返しになるが、同判決主文の3項と4項は、ラグラン兄弟に逮捕後遅滞なく領事関係条約36条1項(b)の下での彼らの権利を告知しなかったことにより、ならびに、それによって関係者に適時に同条約に定める援助を提供する可能性をドイツから奪ったことにより、また3項で述べた違反が証明された後にラグラン兄弟の有罪宣告および刑の言渡しを領事関係条約に定める権利に照らして審査し再検討することを認めなかったことにより、米国は、36条1項および36条2項の下でのドイツに対する義務およびラグラン兄弟に対する義務に違反した、と認定した<sup>24)</sup> (傍線筆者)。この認定は、主に国家間の権利義務を定めた領事関係条約の1条項(36条)において、領事派遣国の国民が接受国当局に対して請求できる個人の権利を創設することについて締約諸国が合意していたことを前提とするが、同条約の起草過程を詳細に分析したシー裁判官の分離意見<sup>25)</sup>が示すように、そのような合意が起草当時に成立していたかは疑わしい。しかし ICJ は、36条1項の文理解釈に徹し、同条1項(b)には、被拘禁者の要請により個人の拘禁を遅滞なく派遣国領事機関に通報しなければならないとする規定や、被拘禁者が(b)の規定に基づき有する「権利」と述べた規定があり、同条1項(c)にも、被拘禁者が明示的に反対する場合には領事援助を差し控えなければならないとする規定があることに言及し、文脈により見たこれらの規定の明確さには疑いの余地はないとして、「これらの規定の条約文に基づけば、36条1項は、被拘禁者の国籍国が選択議定書1条により ICJ において援用することのできる個人の権利を創設していると結論する。本件ではこれらの権利が侵害された」と判示した<sup>26)</sup>。

---

24) *LaGrand (Germany v. United States of America), Judgment, supra* note 3, at pp. 515-516, para. 128 (3) and (4). See also p. 494, para. 77. なお判決主文の(3)および(4)は、14対1 (小田裁判官)。

25) Separate Opinion of vice-president Shi, *ibid.*, pp. 518-524.

26) *LaGrand (Germany v. United States of America), Judgment, supra* note 3, pp. 492-494, paras. 75-78 and pp. 495-498, paras. 79-91, in particular, p. 494, para. 77. 判決は、36条1項が個人の権利を創設しているから、同条2項の「権利」には被拘禁者の権利も含まれ

ラグラン事件判決もまた、領事関係条約36条の専ら条文解釈によって、同条項は派遣国の被拘禁者個人が接受国に対して直接享有する権利を創設しているとの解釈を導き出し、同条項に定められた権利を実現する手段が個人に与えられていないことについては考慮しなかった。実際、被拘禁者の権利を被拘禁者自らが主張する方法は接受国の通常の国内手続以外になく、それで救済されなければ、本件のように派遣国の「外交的保護権」(ドイツの性格づけによれば)の行使以外には救済手段がなかったにも拘わらず、ICJ は、領事関係条約36条1項(b)に定める権利は条約によって直接個人の権利が付与されたものとみなしたのである。ラグラン事件 ICJ 判決より少し前の1999年の米州人権裁判所の勧告的意見 OC-16/99 は、ラグラン判決と同様に主要には領事関係条約36条1項の文理解釈に依拠しつつ、同時に人権文書は生きた文書であり今日の状況に照らして解釈しなければならないという発展的解釈の手法を用いて、被拘禁者保護原則16(2)や自由権規約14条に照らせば、領事関係条約36条1項は法の適正手続の最小限度の保障を外国人被拘禁者に認めたもので、領事援助を告知される権利を含む諸権利を外国人被拘禁者に付与し、接受国に対応する義務をもたらす国際人権法の一部を構成すると判示したが、同勧告的意見も、個人の国際法上の権利を認めるにあたって、個人が直接利用できる手続の有無にふれることはなかった<sup>27)</sup>。

以上要するに、PCIJ および ICJ が、条約上の個人の権利の国際法直接性を決定する上で最重視したのは、紛争時点における関連条約規定の解釈を通じて得られるところの締約国の意思であり、個人の権利を執行する手

---

ゝるとした。なお、36条1項に基づき遅滞なく告知を受ける個人の権利は今日では人権に該当するとドイツは主張したが、判決は、米国の個人の権利を侵害したことを認定したので、検討の必要はないものと思われると付言した。

27) Inter-American Court HR, Advisory Opinion OC-16/99 of 1 Oct. 1999, para. 141 (1), (2) & (4), paras. 81-84, 89-92, 114-124, available at <[https://www.corteidh.or.cr/docs/opinion/es/seriea\\_16\\_ing.pdf](https://www.corteidh.or.cr/docs/opinion/es/seriea_16_ing.pdf)> なお、葉師寺公夫「国際司法裁判所における個人の権利の認定とその法的効果に関する覚書(1)」立命館法学第355号(2014年)、299-311頁参照。

段を個人が直接有しているか否かを問うことはしてこなかった。個人の権利の国際法直接性に関する PCIJ および ICJ の以上のアプローチの仕方を基礎として、人権条約の諸規定を「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い」解釈すれば、これまでの人権条約の実施機関の多数の先例法理が示すように、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認める」(世界人権宣言前文)ことを目的として作成されてきた人権諸条約の実体規定の下で個人が享有するのは締約国の義務の単なる反射的利益ではなく、条約に基づき直接国家に対して要求することのできる権利であることは明白であり、それらの権利がどのような性格の権利であるかは条約の解釈の問題である。

このことを認めることは、国内手続上は次のようなメリットが認められよう。例えば、個人通報手続を受諾していない日本でも、刑事裁判において無料の通訳を受ける被告人の権利を定めた自由権規約14条3項(f)について、1993年の東京高裁判決は「通訳の援助を受ける権利は、わが国内において自力執行力を有するものと解される国際人権規約B規約によって初めて成文上の根拠をもつに至ったものであって、これまでのわが国内法の知らないところである」と判示して、同条項の権利をそのまま適用し、敗訴した被告人に通訳費用を支払わせることは違法ではないとした原判決を破棄した<sup>28)</sup>。また1997年の二風谷ダム事件札幌地裁判決(確定)も、アイヌ民族に属する個人が少数者としてその文化を享有する権利を自由権規約27条によって保障されており、国は憲法98条2項に照らしてこれを誠実に遵守する義務があるとした上で、民族固有の文化を享有する権利は自己の人格的生存に必要な権利と云うほど重要なものであるから憲法13条により保障されるという論法を採った<sup>29)</sup>。つまり、人権条約の現実的な実施特に国内裁判所における権利の実現を考える上では、人権の国際法直接性が極めて重要な前提条件になるのであり、人権条約実施機関および ICJ

28) 東京高判平5年2月3日、東高裁判時報(刑)11巻1-12号、11頁。

29) 札幌地判平9年3月27日、訟務月報44巻10号、1789頁。

はもとより、国内裁判所も次第にこのことを認めてきているといっている。

それでは国際人権条約の実体規定の多くが直接個人に権利を認めているとした場合に、その人権の享有者である個人が直接利用できる国際手続または国内手続を援用できない場合にもなお、その者に代わってその者の国籍国または他の国がその者のために請求を行えるような制度が一般国際法上出現してきているのであろうか。換言すれば、田畑が展望したような、国家の手によって個人の要求が国際的に取上げられたとしても、それは手続的意味しかもたず、『個人要求の国家要求への没入』のような要求の国家的性格を認めることを不要とするような一般国際法上の制度の変更が出現しつつあるといえるのか。前述したように、ラグラン事件判決さらにアヴェナほか事件判決は、領事関係条約36条1項および2項の下で領事派遣国国民が国籍国の領事保護権を要請する権利を侵害されたことにつき、米国のドイツやメキシコの国家に対する義務の違反だけでなく、領事保護権を要求する権利を侵害された個人に対する義務の違反をも認定したものの、米国がこれらの被害者に対してどういう責任を負うかについては何ら意見を述べていない。再発防止の保障との関連でいくつか具体的な内容に立ち入ってはいるが、これらについてはⅢ章で検討したい。自由権規約に違反する拘禁および追放が行われたか否かが争われたディアロ事件の ICJ 本案判決およびそれ続く賠償判決についてもⅢ章で検討する。その際には、国籍国による外交的保護と ICJ が認定した賠償の性格の関係についても検討することにしたい。

## 2節 人権条約の下で締約国が負う義務のすべての他締約国に対する 対世的な性格

ミャンマー政府によるロヒンギャに対する措置がジェノサイド条約1条、3条各項、4条等に違反するとしてガンビアがミャンマーを ICJ に訴えたジェノサイド条約の適用事件（ガンビア対ミャンマー）において、

ICJ の2022年先決的抗弁判決は、ガンビアは国際違法行為により特別の影響を被る「被侵害国」ではなく個別的法的利益を示すことができないからこの事件を ICJ に提起する当事者資格を欠くと主張したミャンマーの第2抗弁を、15対1の多数決でしりぞけた<sup>30)</sup>。同判決は、ジェノサイド条約留保事件の勧告的意見が、ジェノサイド条約の締約国は国家固有のいかなる利益も有さず、条約の存在理由である高次元の目的の達成というただひとつの共通の利益をもつただけだと述べた部分を引用しつつ、ジェノサイド条約の下での関連する義務の遵守についての共通の利益から、いかなる締約国も、差別なしにすべての締約国に対する対世的義務 (*obligations erga omnes partes*) の違反について他の締約国の責任を援用する権利を有することになり、この責任は特別の利益を示すことができるか否かに関係なく、ICJ での手続を通じて提起できると判示した<sup>31)</sup>。人権条約に基づく国家の義務のすべての締約国に対する対世的な性格を理由として、ICJ の原告適格が認められた最初の事例は、訴追か引渡ししかの義務事件の ICJ の2012年判決であるが<sup>32)</sup>、この事件の場合にはチャドのアブレ元大統領の犯罪人引渡しをアブレの亡命先であったセネガルに請求したベルギーが、拷問等禁止条約6条、7条等を根拠にセネガルのアブレを訴追する義務および訴追しない場合の引渡し義務の確認を求めて ICJ に提訴した事件であった。ベルギーは拷問等禁止条約5条1項(c)に基づきセネガルにアブレの犯罪人引渡しを請求する資格を主張できる立場にもあったが、ICJ は拷問等禁止条約6条および7条の義務のすべての締約国に対する対世的性格を理由にベルギーの原告適格を認めた<sup>33)</sup>。

---

30) *Application de la convention pour la prévention et la repression du crime de genocide (Gambie c. Myanmar)*, 22 Juillet 2022, Arrêt, CIJ, para. 93 and para. 115 (4), available at <<https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/178/178-20220722-JUD-01-00-EN.pdf>>

31) *Ibid.*, paras. 106 and 108.

32) *Questions concernant l'obligation de poursuivre ou d'extrader (Belgique c. Sénégal)*, arrêt, CIJ, Recueil 2012, p. 422.

33) *Ibid.*, pp. 449-450, paras. 68-70.

いずれの判決についても、Ⅲ章であらためて検討するが、すべての締約国に対する対世的義務を根拠としていずれの人権条約締約国にも原告適格を認めることには、人権条約に特有の重要な意義がある。というのは、人権条約が保護対象とするのは主要には締約国の管轄の下にある締約国の国民の人権であるため、政府が自国民に対する人権侵害を行った場合、その国の国民の権利または利益を代弁することができる国家が原則として存在しないことになる。したがって、条約に定める人権を保護するという条約締約国に共通の利益を擁護するための原告適格を、人権条約のすべての締約国に認めることそれ自体には合理性が認められる。もっとも、人権条約の下では、締約国の訴権または通報(申立)権を条約に基づき受諾した締約国の間では、いずれの国も他締約国の条約不履行について訴えまたは通報(申立)を提起することができるから、人権条約の特定の義務がすべての締約国に対して対世的性格を有する義務であるか否かを判別する必要はない。これに対して、ICJに人権条約の解釈・適用紛争が提訴される場合には、どのような条件を満たせば条約義務の対世的性格が認められ、いずれの締約国にも原告適格が認められるか自体が、争点の1つになる。今ひとつ重要な問題は、義務の対世的性格を根拠に原告適格を認められた原告が、人権条約上の義務違反行為に対して、どのような請求まで行うことができるのかという問題である。国家責任条文48条2項の規定が参考にはなるが、現実に、48条2項(a)または(b)に定めるような請求を行うことができるのか問題となる。

人権条約の解釈・適用をめぐる国家間の紛争として、条約実施機関の前またはICJのような一般紛争解決機関の前に実際にどのような訴えが提起されているのか、特に外交的保護またはそれに類する請求とは異なるすべての締約国に対する対世的義務を根拠に原告適格が認められた国家間訴訟において、どのような請求が提起され、認められうるのかを考察する必要がある。その前に本節では、まず締約国は人権条約義務の他締約国の履行についてどのような権利または法益を有しているのかを簡潔に検討

人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が条約義務不履行に対する締約国の国家責任の内容と実施に及ぼす影響について (1) (葉師寺)

しておきたい。

(1) 原告に要求される法益と人権条約違反行為により他締約国が被る法益の侵害

人権の保護を目的として国家の個人に対する義務を定めることを特徴とする人権条約も、多数国間条約である以上、締約国は他の締約国に対して条約を遵守する義務を負っている。しかし、従来一般国際法の下では、他締約国の条約義務の履行を促しまたは不履行に対して抗議する範囲を超えて、条約義務不履行の結果について他締約国の国際責任を追及できるのは「被侵害国 (injured State)」, すなわち、「他国の国際違法行為により国の個別的権利を否定又は侵害され又は他の態様で特別に影響を受けた国」に限られてきた<sup>34)</sup>。加えて、人権条約のような個人の権利を保護する条約の義務不履行の法的効果について他の締約国が国家間の国際裁判で争おうとする場合には、本案における請求資格があることを示すためにいくつかの要件を満たすことが求められてきた。人権条約の例ではないが、国際裁判において他国の条約違反を追及しようとする国に厳格な請求資格が問われた例としては、南西アフリカ事件の ICJ の第 2 段階判決が有名である。ICJ は、先決的抗弁判決 (1962年) で、委任状の規定の解釈または適用に関する受任国と他の連盟国との間のいかなる紛争も交渉で解決できないときは PCIJ に付託すると定めた南西アフリカの委任状 7 条 2 項を根拠に、エチオピアとリベリアがアパルトヘイトの実施等南アによる委任状 2 条および連盟規約 22 条の義務違反を ICJ に訴える当事者資格を認めたと、第 2 段階判決 (1966年) は、本案手続において原告適格が認められるためには、原告は、最終的に提出した請求の主題 (subject-matter of their claim) につ

---

34) Text on responsibility of States for internationally wrongful acts with commentaries thereto adopted by the ILC (hereinafter referred to as ILC's ARSIWA), *YbILC 2001*, Vol. II Part Two, p. 116, commentary on Part III, chapter 1 (invocation of the responsibility of a State), para. (2).

いてその履行を求める自らの個別的な法的権利または法的利益を条約規定、文書または法規則により明確に付与されていなければならなかったところ、委任状の当事者でもない個々の連盟国は委任状等から限られた権利を付与されたに過ぎず、委任統治地域住民の福祉および発達を計る「神聖な使命」の適正な履行を求める権利は連盟（機関）に帰属し、個別連盟国はこれと独立した別個の自己完結的ないかなる権利も有していなかったと認定して、本案における原告の請求資格を否定した<sup>35)</sup>。第2段階判決は、人道的考慮や「文明の真正な使命」に訴えることによって、連盟の委任統治制度の下で設定された実定法上の権利義務を越える法的権利義務を導き出すことはできないと述べ、また、「真正な使命」を履行するための最後の保障の「必要性」を理由に個々の連盟国に直接請求を行う法的な権利または利益を付与すべきだという議論は、ICJに民衆訴訟 (*actio popularis*) を認めるよう求めるに等しいが、そのような訴訟は、現行の国際法には知られておらず、また「法の一般原則」として国際法に導入されるものでもない、と判示した<sup>36)</sup>。要するに、条約の解釈・適用に関する国家間紛争をICJに提起しようとするれば、たとえ委任状の解釈・適用に関する受任国と連盟国のいかなる紛争もPCIJに提起できると定める管轄権条項があったとしても、原告は本案の請求を行う資格を有していなければならず、請求資格を有しているというためには、請求を行う権利または法益が委任状その他によって明確に請求国に予め付与されていなければならないが、本件の委任状には委任統治地域住民の福祉や発達を計る受任国の義務の履行を求める個々の連盟国の権利については何ら明確な規定はなく、したがっ

---

35) *South West Africa Cases (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa), Preliminary Objections, Judgment of 21 December 1962: ICJ Reports 1962*, p. 319 at pp. 337-338 & 343; *South West Africa, Second Phase, Judgment, ICJ Reports 1966*, p. 6, at p. 18, para.4, p. 19, paras. 7-8, pp. 22-23, paras. 14-16, pp. 28-29, paras. 32-35, and pp. 31-32, paras. 42-44. しかし周知のように、第2段階判決は、裁判官の意見が7対7に分れ、裁判長の決定投票によった。

36) *Ibid.*, pp. 34-35, paras. 49-54 and p. 47, para.88.

人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が条約義務不履行に対する締約国の国家責任の内容と実施に及ぼす影響について (1) (葉師寺)

て、個々の連盟国には請求資格がないとされたのである。この論理を人権条約に機械的にあてはめれば、締約国の領域内または締約国の管轄の下にある個人（その殆どは締約国の国民）の人権保護を目的とする人権条約では、他締約国は極めて例外的な場合（締約国領域内に在留する自国籍者が人権侵害の対象となるとか自国領域が軍事侵攻を受けて大規模な人権侵害が自国領域内で発生する場合など）を除いて、条約履行の請求資格を有しないことになり、人権条約の目的そのものが危うくなる。

しかし南西アフリカ事件の ICJ 第 2 段階判決は AA 諸国をはじめ多数の諸国から厳しい批判を受けたため、ICJ はバルセロナトラクション事件判決の傍論で国際社会全体に対する義務または対世的義務 (obligations *erga omnes*) の概念に言及した<sup>37)</sup>。これを契機として後に ILC の国家責任条文は、違法行為がどの範囲の国に対して義務を負うかは義務を設定する第 1 次規則の内容及び義務違反の態様によって決まるが、他方責任の援用という視点から見れば、比較的少数の国が被る「侵害」と集団的利益の保護のために多数の国が有する「法的利益」とを区別することが必要だとする整理を行った<sup>38)</sup>。すなわち一方で、自らのために責任を援用する国はそうする特別の権利（条約が訴えの権利を付与した国または「被侵害国」に該当すること）を有しなければならないが、この種の国は違法行為の停止および賠償を含むすべての救正手段に訴える権利を有する (42条) のに対して、集団的利益の保護のために当該国家集団に対して負う義務または国際社会全体に対して負う義務については、被侵害国以外の国にも責任を援用する権利を認めるが、これらの国は一般的利益の保護のための限定された請求権を与えられるにとどまる (48条)、との説明がなされている<sup>39)</sup>。

---

37) *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited, arrêt, CIJ, Recueil 1970*, p. 32, paras. 34-35. 対世的義務の例示の中に、奴隷及び人種差別からの保護を含む人間の基本的権利に関する規則があげられた。

38) ILC's ARSIWA, *supra* note 34, *YbILC 2001*, Vol. II Part Two, pp. 94-95, commentary on article 33, para. (1); p. 117, commentary on article 42, para. (1).

39) *Ibid.*, p. 117, commentary on article 42, paras. (2)-(3); p. 126, commentary on article 48

ところで人権条約は、締約国間の相互主義的な権利義務を定める条約とは異なり、条約違反があっても、原則として違反国の管轄の下にある個人の人権が侵害されるだけで、他の条約当事国自身の実体的権利が侵害されるわけではない。しかし、このことは締約国の義務違反行為によって、他の締約国が、例えばその国民の人権が侵害を受けまたは人権侵害国から多数の難民が領域内に流入するなど、ILC の国家責任条文42条に定義する「被侵害国」になる場合があることを否定するものではない。Ⅲ章で詳しくふれるが、外交的保護の事項的範囲が在外自国民の人権侵害にも及ぶことが認められたディアロ事件では、ギニアは自由権規約違反の行為により自国民が被った人身損害について「被侵害国」とみなされ、コンゴに対するギニアの請求は外交的保護権の行使と性格づけられた<sup>40)</sup>。なお、ディアロ個人に対する人権侵害はコンゴが自由権規約の当事国であれば成立するが、ギニアが自由権規約違反を根拠にコンゴに対してディアロのために外交的保護を行使するためには、双方の国が同規約の当事国でなければならず、ICJ もまずこの点を確認した<sup>41)</sup>。ディアロ事件が示すように、締約国の人権条約義務不履行に対して他の締約国が「被侵害国」として国際請求を提出し国への賠償を求めることができる場合があることは疑いない。人権条約の国家申立手続においても、欧州人権条約のデンマーク対トルコ事件<sup>42)</sup>のように、自国民の人権を保護するための申立が提起されることは当然あるが、人権条約の国家訴訟／通報（申立）手続で提起される国家訴

---

↘48, para. (1) and pp. 126–127, paras. (6)–(9), pp. 127–128, paras. (12)–(13).

40) *Ahmadou Sadio Diallo (République de Guinée c. République démocratique du Congo), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ, Recueil 2007*, p. 582, at p. 599, paras. 39–40.

41) *Ahmadou Sadio Diallo (République de Guinée c. République démocratique du Congo), fond, arrêt, CIJ, Recueil 2010*, p. 639, at p. 662, para. 63. なお本件に対する ICJ の管轄権の根拠は ICJ 規程36条2項の選択条項の受諾であった。

42) *Denmark v. Turkey (No. 34382/97), Judgment (Friendly Settlement) of 5 April 2000, Reports of Judgment and Decisions (ECHR) 2000–IV*, p. 1, at pp. 8–10, para. 21. トルコ警察によるデンマーク国民の虐待をデンマークが欧州人権条約違反として申立を行った事件。

人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が条約義務不履行に対する締約国の国家責任の内容と実施に及ぼす影響について (1) (葉師寺)

訟／通報 (申立) は、この範囲にとどまらない。

## (2) 人権条約の下で締約国が負う義務のすべての他締約国に対する 対世的性格と国家の訴権／通報 (申立) 権

地域人権条約および国連人権条約の国家訴訟／通報 (申立) 手続には義務的な手続と任意的な手続があるが、少なくとも同手続を受諾した締約国間では、締約国の義務不履行に対して、他のいかなる締約国も苦情を提出することができる仕組みを意識的に設けている。そもそも人権条約に国家訴訟／通報 (申立) 手続が導入されたのは、人権の国内的・憲法的保障だけでは全体主義国家の台頭と大規模な人権蹂躪および侵略戦争を防止できなかったというファシズムの教訓から、人権を国家の相互監視により集団的に保障することが国際の平和と安全の維持にとっても不可欠と考えられたことによる。旧枢軸国の欧州復帰および旧ソ連・東欧社会主義諸国との対峙という事情を抱えた第2次世界大戦後の欧州評議会諸国が、欧州人権条約において欧州人権委員会への国家申立手続を義務的制度としたことは、端的にこれを物語る<sup>43)</sup>。しかし今日、国家訴訟／通報 (申立) 手続は、条約履行確保措置の中で所期の機能を果たしているとは必ずしもいえない。人権は国家の国内構造の根幹に直接ふれる事項であるため、政治・経済・社会体制の異なる諸国間では国家訴訟／通報 (申立) が他締約国の国内体制に干渉する手段として政治的に利用されることへの懸念もあり、国連の人権条約で国家通報手続を義務的制度としたのは人種差別撤廃条約にとどまり、自由権規約<sup>44)</sup>、社会権規約選択議定書、拷問等禁止条約、見

---

43) 欧州人権条約の起草過程における国家申立権についての議論について、葉師寺大夫「ヨーロッパ人権条約準備作業の検討」(上)及び(下)、神戸商船大学紀要第1類・文科論集32号、35-53頁、同34号、5-26頁参照。

44) 国際人権規約起草過程——特に国連人権委員会の議論状況——については、芹田堅太郎編訳『国際人権規約草案註解』(有信堂、1981年)、171-202頁、外務省国際連合局社会課『国際人権規約成立の経緯』(1968年)、247-270頁参照。国際人権規約起草過程においては、特に社会主義諸国が国家申立手続に反対した。

童の権利条約通報議定書等は同手続を選択的制度とし、女子差別撤廃条約選択議定書および障害者権利条約は同手続を設けてもいない。国家通報制度の受諾状況(2021年末)も、自由権規約41条受諾国50カ国、拷問等禁止条約21条受諾国63カ国と少ない<sup>45)</sup>。米州人権条約(45条1項および2項)も、米州人権委員会への個人申立手続を義務的制度としたのとは対照的に、国家通報手続は選択的制度にとどめている。ただし国連人権条約の制度を見る場合には、①欧州人権条約55条と異なり、自由権規約44条が条約の解釈・適用紛争をICJ等の国家間紛争解決手続に付すことを許容し、人種差別撤廃条約16条、女子差別撤廃条約29条、拷問等禁止条約30条が条約の解釈・適用紛争を紛争当事国の一方が望めばICJに付託できることを認めていること、②国連は加盟国の人権状況を公開討議する国連憲章に基づく政府間プロセスを用意していること<sup>46)</sup>、にも注意する必要がある

45) 自由権規約41条の受諾状況及び拷問等禁止条約21条の受諾状況は次を参照。<<https://treaties.un.org/doc/Publication/MTDSG/Volume%20I/Chapter%20IV/IV-4.en.pdf>>, pp. 38-41; see also, A/75/40, 2020, para. 3. 自由権規約委員会は国家申立手続の利用を奨励している。<<https://treaties.un.org/doc/Publication/MTDSG/Volume%20I/Chapter%20IV/IV-9.en.pdf>>, pp. 23-30; 拷問等禁止条約では10カ国が個人通報のみを受諾している。

46) 東西冷戦終結後、1993年のウィーン人権宣言が「すべての人権および基本的自由を助長し保護することは、政治的、経済的および文化的な体制のいかんを問わず、国家の義務である」(5項)と宣言したことを受けて、2006年の人権理事会設置決議は、国連人権委員会の機能を継承する人権理事会が「重大かつ組織的な侵害を含む人権侵害の事態に対処し、勧告をす(る)」こと(2項)および「普遍性、公平性、客観性および非選別性の原則」に従い「人権条約機関の作業を補完する」形で「各国家の人権義務及び約束の履行の普遍的審査」を行うこと(4項および5項(e))を権限づけ、これを人権理事会の制度構築決議によって具体化した。全加盟国を審査対象とする普遍的定期審査(Universal Periodic Review, UPR)手続のほか特定の国家(country mandates)または特定の課題(thematic mandates)に対処する特別手続(special procedures)が設けられ、重大な人権および人道問題については人権理事会その他の機関が設置する特別調査委員会による事実調査が行われ、結果が公表されている。これらの政府間プロセスでは、すべての加盟国の人権状況と共に特定国の人権状況が人権理事会、国連総会または安保理において多少とも政治的に取り上げられ、是正勧告を含む人権状況決議が採択される状況が見られる。See, Vienna Declaration and Program of Action adopted by the World Conference on Human Rights in Vienna on 25 June 1993, I, paras.1 and 5. Available at <<https://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/vienna.aspx>>; A/RES/60/251 (2006); A/HRC/

人権条約の下で国家が負う義務の特殊な性格が条約義務不履行に対する締約国の国家責任の内容と実施に及ぼす影響について (1) (葉師寺)

る。しかし全体としてみれば、国家訴訟／通報（申立）手続は、欧州人権条約では一定の重大な人権侵害事件で重要な機能を果たしているものの、他の人権条約では殆ど利用されてこなかった<sup>47)</sup>。

このような利用状況にはあるが、手続を受諾した締約国間では、締約国の義務不履行に対して、「被侵害国」であるか否かに関係なく、すべての他の締約国が苦情を提出し、条約の履行を請求できるのが人権条約の下での国家訴訟／通報（申立）手続の特徴である。この手続の下では、自国民

---

↘5/L.2 (Human Rights Council, Res.5/1 Institution-building of the United Nations Human Rights Council, 2007), Annex.

47) 2021年12月末現在、米州人権委員会に2件の事案が提起されただけの米州人権条約、3件の事案がアフリカ人権及び人民の権利委員会で検討されただけのバンジュール人権条約、ならびに、国連人権条約では、最近人種差別撤廃委員会に3件の国家通報が係属した人種差別撤廃条約（2件は和解）以外には国家通報手続が利用された実績はない。See, I. Risini, G. Ulfstein, A. Zimmermann, Of foxes guarding chickens, and their fellow foxes: An outlook on the reform process concerning inter-State applications under the ECHR; L. Burgogue-Larsen, A promising avenue to explore from a remedial perspective: Friendly settlements in inter-State cases before the European Court of Human Rights; H. Tigroudja, Could the collective guarantee mechanism be detrimental to individual's international litigation capacity: Thoughts on parallel inter-State and individual applications before the ECtHR; J. Contesse, Inter-State cases in disguise under Inter-American Human Rights Law: Advisory opinions as inter-State disputes; D. Keane, Towards an 'amicable solution' in the universal human rights system; F. Viljoen, A procedure likely to remain rare in the African system; in Symposium on Inter-State cases under the ECHR, available at <<https://voelkerrechtsblog.org/symposium/inter-state-cases/>> (as of 11 Dec. 2021); As to the CERD's inter-State cases, see CERD/C/100/3, CERD/C/100/4, CERD/C/100/5, CERD/C/103/R.6 (Decision on the admissibility of the inter-State communication submitted by the State of Palestine against Israel); Decision of the ad hoc Conciliation Commission on the request for suspension submitted by Qatar concerning the interstate communication Qatar v. the Kingdom of Saudi Arabia & Qatar v. UAE, available at <<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CERD/Pages/InterstateCommunications.aspx>>. 欧州人権条約制度の下での国家申立および国家訴訟については、小畑郁『ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化』（信山社、2014年）の詳細な分析（特に第1章、第2章および第8章）がある。さらに国連の人権条約における国家通報制度の最近の運用については、前田直子「国連人権条約における国家間通報——運用課題についての一考察」世界人権問題研究センター『研究紀要』第29号（2022年）、1-24頁を参照。

またはそれに類似した繋がりをもつ個人／集団の人権の保護を目的とする訴訟／通報（申立）も、外交的保護そのものの行使ではなく、人権の集団的保障機能を担うものと性格づけられてきた。例えば、オーストリア対イタリア事件の1961年欧州人権委員会決定は、「締約国が条約で引き受けた義務は締約諸国自身のための主観的で相互主義的権利を創設するというよりは人間個人の基本権をいかなる締約国の侵害からも保護することをめざした本質的に客観的な性格を有する」もので、締約国が24条（現33条）に基づき委員会に違反の申立を提起するときは、締約国は「自国の権利を執行する目的で申立の権利を行使していると見なしてはならず、むしろ欧州の公序の違反の主張を委員会に提出しているとみなさなければならない」と性格づけ、この性格づけは、1978年のアイルランド対英国事件判決や同年のキプロス対トルコ事件委員会決定でも貫かれている<sup>48)</sup>。このように欧州人権条約実施機関は、欧州人権条約が国家に課した義務を客観的性格の義務または欧州公序とみなしてきた。シャバスは、同条約の締約国間苦情処理手続（義務的）が条約に定められた権利義務の対世的性格を肯定するものであり、この手続による請求は欧州公序の保護のみを目的とするものではなく、同時に申立国国民の利益保護をも求めるものであるが、締約国間申立の対世的性格は、国が「特別の利益」を示さなければならない要件を課されないという点に認められる、と説明している<sup>49)</sup>。人権条約の義務の対世的性格は、自由権規約委員会の一般的意見31[80]でも言及されている。すなわち、「すべての締約国は他のすべての締約国による義務の履行に法的利益を有する。これは『人間の基本権に関する規則』が対世的義務である事実ならびに……人権および基本的自由の普遍的尊重および遵守

48) *Austria v. Italy* (No. 788/60), decision of 11 January 1961, (1961) 4 YBECHR 116, at p. 140; *Ireland v. UK* (No. 5310/71), judgment of 18 January 1978, *Publications of ECtHR*, Ser. A, No.25, para. 239; *Cyprus v. Turkey* (No. 8007/77), decisions of 10 July 1978, (1978) 21 YBECHR 101, at pp. 227-228, para. 11. See, William Schabas, *The European Convention on Human Rights: A Commentary*, Oxford 2015, pp. 73-74.

49) William Schabas, *ibid.*, pp. 725-726.

を促進する国連憲章の義務が存在する事実から生じる」, 「他の締約国による規約義務の違反に注意を促し, 他締約国に規約の義務を遵守するよう要請することは非友好的なものとはみなすのではなく, 正当な共同体の利益を反映するものとみなさなければならない」とされている<sup>50)</sup>。ノヴァック(シャバス編)も指摘するように, 自由権規約をはじめ人権諸条約の国家訴訟／通報(申立)手続の下では, 締約国は, 実体的規定か手続的規定かに関係なく他締約国のあらゆる義務不履行をとりあげることができ, その際に訴訟／通報(申立)国は自国の権利または特別の利益を示す必要はないから, 一種の民衆訴訟(*actio popularis*)に類似した手続が採られていると言っても過言ではないかもしれない<sup>51)</sup>。

他方, ILCの国家責任条文48条1項は, 国家が負う対世的義務について, 「当該国を含む国の集団に対して負う義務であってかつその集団の利益を保護するために設けられたもの」(*obligation erga omnes partes*)と「国際社会全体に対して負う義務」(*obligation erga omnes*)の2種類に分け, ILCの註解は, 地域的人権保護制度を前者の一例に掲げ, バルセロナトラクション事件判決でふれられた「奴隷および人種差別からの保護を含む人間の基本権に関する原則と規則」を後者の一例に掲げた<sup>52)</sup>。とはいえ, 人権条約に定める締約国の義務がすべて当然に「条約締約国間の対世的義務」といえるかは定かではない。前述した訴追か引渡かの義務事件のICJ判決が, 拷問等禁止条約6条2項および7条1項の義務について, その対世的性格を個別に認定したことが示唆するように, 人権条約の締約国間申立手続という固有の制度の外では, 人権条約に定める締約国の義務が対世的性格を有し, したがってどの締約国も特別の利益を示すことなく訴えの資格が認められるか否かが争われうる。しかし人権条約の趣旨および目的

50) General Comment No. 31 [80] (2004), CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, para. 2.

51) William Schabas, *U.N. Interantional Covenant on Civil and Political Rights-Nowak's CCPR Commentary*, 3<sup>rd</sup> revised ed. N.P. Engel, Publisher, 2019, pp. 922-923, paras. 15-16.

52) ILC's ARSIWA, *supra* note 34, *YbILC 2001*, Vol. II Part Two, pp. 126-127, commentary on article 48, paras. (6)-(9).

に照らせば、条約に定義する人権を保護し確保する締約国の実体的義務が原則として「条約締約国間の対世的義務」に該当する性質を有することは否めないように思われる。

以上のように、条約義務の対個人的性格ならびにすべての締約国に対する対世的性格を特色とする人権条約は、締約国による条約違反に対処する過程で対象となる人権条約の発展的な解釈を含めて人権条約に固有の締約国の責任原則および被害者救済原則を形成させてきた。最近になって、人権条約の解釈・適用紛争は、人権条約制度の枠内だけでなく、通常の間国家間の裁判所にも係属する事例が次第に増えてきている。そうした事例においては、一方では、例えばディアロ事件のように国家の外交的保護権を従来の外国人の取扱いに関する国際法規則違反の場合だけでなく、外国領域内でなされた自国民の人権を侵害する行為についても拡大適用する事例や、他方では訴追か引渡かの義務事件およびジェノサイド条約適用事件(ガンビア対ミャンマー)のように人権条約義務の対世的性格を認めていずれの締約国にも原告適格を認める事例が生じてきている。しかし、それとともに、従来の国家の外交的保護権の基本的性格を人権条約違反の行為に機械的に当てはめることができるか、また対世的義務を根拠に原告適格を認められた国家は、どの範囲までの国際請求資格をもつのかがあらためて問題にされるような状況も生じてきている。そこで、続くⅢ章では、人権条約の特殊な性格が条約義務違反に対する国家の国際責任ならびに国際請求のあり方に対してどのような影響を及ぼしているのかを、いくつかの事例を素材に検討してみたいと思う。